

公 告

令和5年度 川辺川ダム砂防事務所管内における 災害時応急対策工事等に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和5年1月20日

国土交通省九州地方整備局
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川辺川ダム砂防事務所が管轄する事業区域において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測された場合、緊急的にダム・砂防区間等の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は表－1のとおりであり、4ブロックそれぞれ2社程度と基本協定を締結するものとする。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の管轄区域外（他の直轄事務所、他の地方整備局、自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

（表－1） 基本協定締結区間

ブロック	区 間 名	基 本 協 定 締 結 区 間	備 考
①	相良村・五木村の川辺川左岸地区	相良村の晴山谷川流域から五木村の竹の川流域までの区間 及びダム管理区間	技術資料説明書による
②	相良村・五木村の川辺川右岸地区	相良村の初神谷川流域から五木村の掛迫川流域までの区間 及びダム管理区間	〃
③	五木村・八代市泉町の川辺川左岸地区	五木村の横手谷川流域から八代市泉町の葉木川流域までの区間	〃
④	五木村・八代市泉町の川辺川右岸地区	五木村の栗鶴川流域から八代市泉町の谷内川流域までの区間	〃

(3) 協定期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び、それらに関し確認が必要な場合において資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

評価については、希望した1～4ブロック毎に業者を評価し、対象区間毎の協定締結業者として決定する。なお、対象ブロックに希望がないなどの場合には、参加表明をいただいた業者の中で、他ブロックへの協力を調整させていただく場合がある。その後、川辺川ダム砂防事務所において協定締結区間を決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は協定締結区間にとらわれず、対応可能な最適実施業者を選定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般土木工事に係る(C~D)等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 希望する基本協定締結区間に、概ね1時間以内で到着する場所に災害対応可能な基地点となる本店を有すること。なお、本店の所在地は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、八代市泉町を想定している。

(5) 参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認(以下「資料」という。)の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 九州地方整備局における一般土木工事のうち、平成29年4月1日以降完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害等により請負契約を取り交わす時点において、元請け・下請けを問わず補償できる「法定外労働災害補償制度」に加入していること。なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を補償対象にする方式があるが、いずれの方式でも差し支えない。

(9) 以下に定める届け出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がないものを除く。)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律代115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律代16号)第7条の規定による届出の義務

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

電話 0966-23-3174 (代) (内線322)

FAX 0966-22-1293

国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 工務第二課 工務係

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 工務第二課 工務係
- ③ 交付方法 : 電子媒体(CD等)で交付するので、電子媒体については、後日返却すること。また、郵送による交付も応じるので、希望者は(1)に事前に連絡した上で交付期間内に住所、氏名等の必要事項を記載した返信用封筒等(切手添付であるもの又は宅急便の着払い伝票を同封したもの)を送付すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。